

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

### 3 事業継続に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

#### （1）中小・小規模事業者等に対する給付金（持続化給付金）

支援内容	特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える新たな給付金を給付します。 (給付額) 法人：200万円以内、個人事業者等：100万円以内
問い合わせ先	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 (電話) 0570-783183

#### （2）企業活動継続支援補助金

支援内容	岡山県内に事務所または事業所を有する中小企業者が新型コロナウイルス感染症に対応するため、次の①～③のいずれかを目的とした取組に要する経費に対し補助を行う。 ①感染予防を図りながら働くことのできる職場環境の整備 Web会議用やテレワークに必要な機器の整備など ②新型コロナウイルス感染症収束後の業績回復・躍進を担う人材の育成 新技術習得や接客に関する研修の実施など ③活動自粛下でも企業活動ができる販路の開拓 EC・ネット通販や宅配サービス等の新たな販売形態の実施に向けた経費 (登録手数料、貯蔵・包装機器、車両の改造など)
問い合わせ先	公益法人岡山県産業振興財団 (電話) 086-286-9677

#### （3）岡山県事業継続特別支援金

支援内容	国の持続化給付金を受けた事業者のうち、雇用保険法で規定する被保険者数（以下「被保険者」）が21人以上で、県内に主たる事業所を有する事業者を対象に、被保険者1人当たり2万円（上限1千万円）を支給する。
問い合わせ先	岡山県事業継続特別支援金受付係 (電話) 086-226-7924